

江戸川区西小松川町、東小松川一・二丁目地区老朽建築物取壊し費助成要綱

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 老朽建築物の取壊し（第6条・第7条）

第3章 助成金交付手続（第8条—第12条）

第4章 その他（第13条—第16条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、江戸川区西小松川町、東小松川一・二丁目地区密集住宅市街地整備促進事業の事業地区において、老朽建築物の取壊しに当たり、予算の範囲内において助成を行うことにより、延焼危険性の高い建築物の取壊し及び不燃化の促進を図り、もって地域の防災性の向上に資することを目的とする。

（通則）

第2条 江戸川区西小松川町、東小松川一・二丁目地区老朽建築物取壊し費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、江戸川区補助金等交付規則（昭和42年3月江戸川区規則第3号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業地区 住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号国土交通省事務次官通知）に基づき、江戸川区（以下「区」という。）が施行する江戸川区西小松川町、東小松川一・二丁目地区密集住宅市街地整備促進事業の事業地区をいう。
- (2) 老朽建築物 次のいずれかに該当する延焼防止上危険な木造建築物をいう。

ア 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項に基づく除却勧告を受けた木造建築物

イ 区の調査により危険であると認められた昭和56年5月31日以前の木造建築物

ウ 区の調査により危険であり、かつ、建築物の管理その他の事由により当該建築物の取壊しをすることが延焼防止を図る上で至当と認められた木造建築物

（対象区域）

第4条 この要綱による助成の対象区域は、事業地区とする。

(助成対象者)

第5条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、住民税を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物の登記事項証明書上の所有者又は登記事項証明書上の所有者から委任を受けた者
- (2) 未登記の建築物にあつては課税の名義人又は課税の名義人から委任を受けた者
- (3) 申請予定建築物が相続登記されておらず、登記事項証明書上の所有者が被相続人名義の場合は、当該建築物が相続されていることを遺産分割協議書等の写しその他の相続人であることを証する書類により確認できる者又は当該相続人から委任を受けた者。未登記の建築物で課税名義人が被相続人の場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が販売目的のために取壊しをする場合は、助成の対象としない。

第2章 老朽建築物の取壊し

(助成対象要件)

第6条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、対象区域内において、第3条第2号に規定する要件を満たす老朽建築物の取壊しを行う助成対象者に対し、別表第1及び別表第2に定める費用の一部を助成する。

2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく除去費及び処分費は、図面、建材の製造年月日に係る資料その他の客観的な資料又は分析調査によって石綿含有を認められたものに限り、助成の対象とする。

3 国、地方公共団体等から老朽建築物に関し補償金、補助金等の交付を受けている場合は、当該補償金、補助金等とこの要綱による助成金の内容とが重複しない限りにおいて助成の対象とすることができる。

(助成金額)

第7条 助成金額は、別表第1に定める額とする。ただし、石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費については、別表第2に定める額を加算できるものとする。

2 区長は、別表第3に定める基準に基づき、消費税相当額の助成の可否を判定するものとする。

第3章 助成金交付手続

(助成金の対象承認)

第8条 助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、老朽建築物取壊し費助成対象承認申請書（第1号様式）に前条第2項の判定に必要な資料その他関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書等が提出されたときは、その内容を審査し、申請者が実施する工事（以下「対象工事」という。）が助成金の対象となると認めた（以下「対象承認」という。）場合は、老朽建築物取壊し費助成対象承認通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

3 申請者は、前項の通知書の発行をもって、対象工事を開始できるものとする。

（変更及び取下げ）

第9条 申請者は、前条第2項の通知を受けた内容を変更しようとする場合は、老朽建築物取壊し費助成対象承認変更申請書（第3号様式）に、当該変更に係る関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書等が提出されたときは、その内容を審査し、変更が必要と認めた場合は、老朽建築物取壊し費助成対象承認変更通知書（第4号様式）により当該申請者に通知する。

3 区長は、前項の規定にかかわらず、助成金額の変更を伴わない軽微な変更については、前項の通知を省略することができる。

4 申請者は、対象工事を中止し、又は取りやめたときは、老朽建築物取壊し費助成取下げ届出書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（工事の完了報告及び助成金交付申請）

第10条 申請者は、対象工事が完了したときは、老朽建築物取壊し費助成工事完了報告書（第6号様式）及び老朽建築物取壊し費助成金交付申請書（第7号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び交付請求）

第11条 区長は、前条の申請書等が提出されたときは、その内容を審査するとともに、対象工事の完了を確認し、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、老朽建築物取壊し費助成金交付決定通知書（第8号様式）により当該申請者に通知する。

3 前項の通知を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに老朽建築物取壊し費助成金交付請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の対象承認又は交付決定の取消し等）

第12条 区長は、第8条第2項の通知を受けた申請者又は助成決定者（以下「助成決定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の対象承認又は交付決定を取り消すことができる。

- (1) 関係法令に違反した場合
- (2) 偽りの申請その他不正な手段で助成金の対象承認又は交付決定を受けた場合
- (3) この要綱に違反し、又は区長の指示に従わなかった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じた場合

2 区長は、前項の規定により、助成金の対象承認又は交付決定を取り消したときは、老朽建築物取壊し費助成対象承認・助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により、助成決定者等に通知する。

3 区長は、前項の場合において、既に交付した助成金があるときは、助成金の交付を受けた者に対し、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

第4章 その他

（立入調査、指導及び助言並びに現況報告）

第13条 区長は、助成に関し必要と認めるときは、助成に係る建築物に立ち入り、調査を行うことができる。

2 区長は、助成に関し必要と認めるときは、申請者に対して、指導、助言等を行うとともに、定期又は随時に現況の報告を求めることができる。

（取壊し工事後の敷地の取扱い）

第14条 助成決定者は、第11条第1項の規定による対象工事の完了の確認を受けるまで、土地売買契約、借地権設定契約等の締結及び所有権移転登記を行ってはならない。

2 助成決定者は、老朽建築物の取壊し後の敷地を適正に管理しなければならない。

（電子申請）

第15条 この要綱に定める申請、届出、報告及び請求（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する当該申請等に係る書面等により行われたものとみなす。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条、第 7 条関係）

助成区分	助成内容	助成金額
老朽建築物の取壊しに要する費用	(1) 老朽建築物及びこれに付属する工作物の取壊し工事費 (2) 取壊し後の敷地の整地費 (3) 大気汚染防止法に基づく石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費	次に掲げる額のうちいずれか低い額 (1) 実費相当額 (2) 取壊し費単価（21,000円/㎡）に老朽建築物の延床面積を乗じて得た額

別表第 2（第 6 条、第 7 条関係）

助成区分	助成内容	助成金額
石綿調査及び除去に要する費用	大気汚染防止法に基づく石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費	次に掲げる額のうちいずれか低い額 (1) 別表第 1 の助成金額(2)に定める額から同表の助成内容(1)及び(2)に相当する実費額を除いた額（当該金額が零を下回る場合は零とする。）を、同表の助成内容(3)に相当する額から除いた額 (2) 石綿除去単価（10,000円/㎡）に老朽建築物の延床面積を乗じて得た額

備考

- 1 延床面積は、第13条第 1 項の立入調査により算出した実測面積とする。
- 2 助成金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3（第7条関係）

